

# 平成21年5月21日から裁判員制度が始まります!

もっと知りたい裁判員制度Q&A

## Q 仕事が忙しいという理由で、辞退はできますか?



## A ご自身の不在により著しい損害が生じる可能性があるとして認められれば、辞退可能です。

仕事が忙しいというだけの理由では、辞退はできないことになっています。ただし、とても重要な仕事があり、ご自身が処理しなければ、著しい損害が生じると裁判所が認めた場合には、辞退が認められることになっています。



## Q 自宅に要介護者や養育が必要な子どもがいる場合、辞退できますか?



## A 裁判所が介護や養育に支障を生じると認めた場合は辞退が認められます。

「介護または養育が行なわれなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族」の介護や養育を行なう必要があれば辞退の申立てが可能です。介護や養育がどの程度必要か、他の同居の親族が、特に支障なく代わりに介護や養育を行なうことができるかなどの事情を考慮し、裁判所が個々のケースごとに、具体的に辞退を認めるかどうかを判断することになります。また、お子さんが病気にかかっている場合についても同様です。



# 1万9千人が笑った! ふれあった! 第2回合志市民まつり



### 笑顔あふれた秋の一日

11月9日、「合志市民まつり」がカントリーパークで開かれ、1万9千人の人の出でにぎわいました。

2回目となる今回は、地産地消がテーマ。地元の名産品が多数出店し、それぞれの店の前は商品を買い求める人の列で大盛況でした。

メインとサブ、2カ所に分かれたステージでは、日ごろの成果を競う踊りコンテストをはじめ、さまざまな催しが行なわれ、お目当てのショーに黒山の人のだかりができる場面も。

会場は終日、秋の日を楽しむ市民の笑顔であふれていました。

裁判員制度に関するお問い合わせは……  
熊本地方裁判所 ☎325-2121